

小田原市体育施設条例等の一部改正について

1 背景

本市スポーツ施設は、条例及び規則などに基づき管理及び運営を行っていますが、城山庭球場及び城内弓道場における使用料並びに城山陸上競技場及び小峰庭球場における利用料金の還付基準の見直しにより、施設利用者の利便性の向上を図るため、小田原市体育施設条例等の一部を改正するものです。

2 改正する条例等

- (1) 小田原市体育施設条例
- (2) 小田原市体育施設条例施行規則

3 改正内容

- (1) 城山庭球場等においては、天候やコート不良を理由とする場合に限り使用料又は利用料金を還付していますが、小田原テニスガーデンにおいては、2日前までに申請することにより、使用者の都合による使用許可の変更又は取消しに対しても利用料金の還付を認めていることから、城山庭球場及び城内弓道場における使用料並びに城山陸上競技場及び小峰庭球場における利用料金の還付基準を小田原テニスガーデンにおける利用料金の還付基準に合わせることにします。

【改正対象】 小田原市体育施設条例

- (2) 使用料及び利用料金を還付する際の基準を明確化します。

【改正対象】 小田原市体育施設条例施行規則

- (3) その他の規定等の整備を行います。

4 施行年月日（予定）

令和9年（2027年）4月1日